

# 災 害 応 急 対 策 計 画

# **第1　迅速な災害応急活動体制の確立**

# 1 組 織 の 設 置

# (応1-1-1) 兵庫県災害対策本部条例

(昭和37年10月6日条例第44号)

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、兵庫県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (災害対策本部の告示)

第2条 知事は、災害対策本部を設置したときは当該本部の名称、設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示するものとする。

## (組織)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (現地災害対策本部)

第5条 知事が現地災害対策本部を設置し、又は廃止した場合においては、第2条の規定を準用する。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部長の事務を掌理する。

## (雑則)

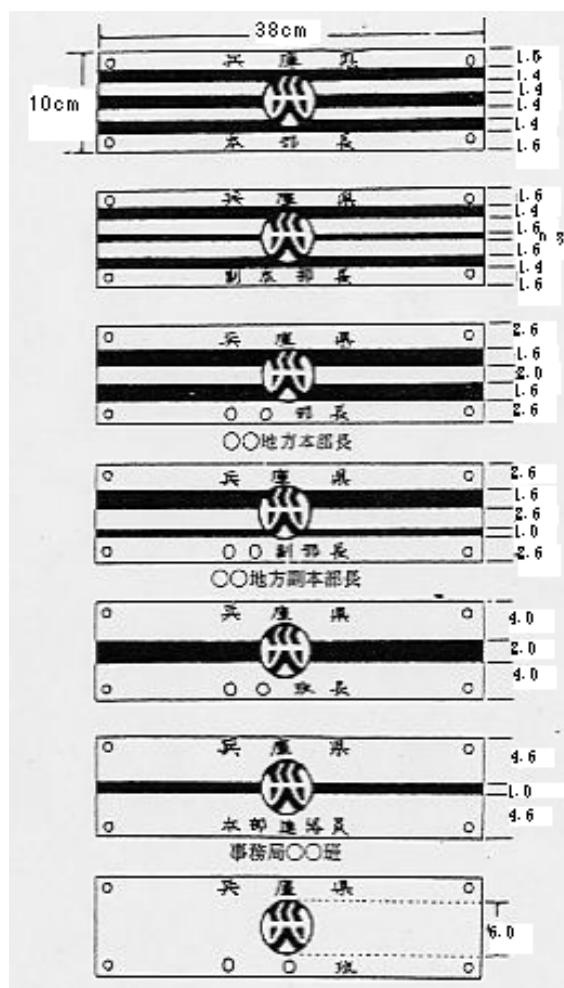
第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

### (応 1-1-2) 災害対策本部の標識図

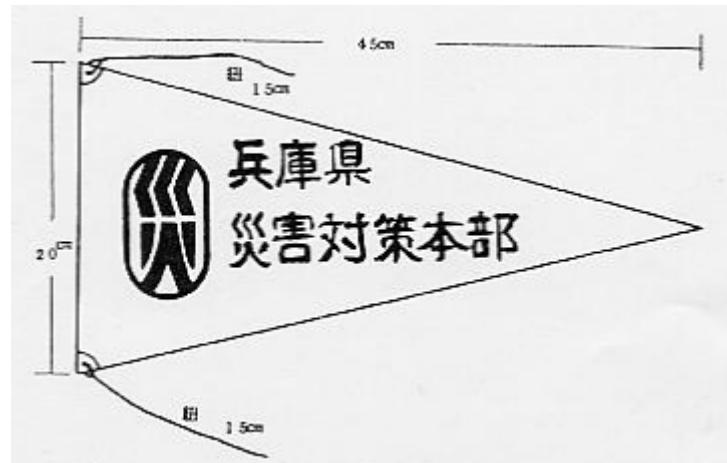
腕章



(注) 1 品質はビニール製

2 白地に赤線を用い、字を黒とする。ただし、本部連絡員、事務局〇〇班については青線を用いる。

標旗（乗用車用）



(注) 黄布地に黒字を用いる。ただし災は赤字とする。